

## 保育所をめぐる最近の主な食の動き

	食に関する動き	保育所をめぐる食の動き
平成10年 3月		○幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文科初幼第476号・児発第130号文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知）発出。（※保育所の調理室について、幼稚園の給食施設との共用を認める。）
平成10年 4月		○保育所における調理業務の委託を認める。
平成16年 3月	○「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」発出（平成16年3月16日雇児発第0316007号雇用均等・児童家庭局長通知）	○「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」発出（平成16年3月29日雇児保発第0329001号保育課長通知）
平成16年 4月		○特区制度により、一定の要件を満たす場合に、公立保育所の給食を施設外で調理し搬入（外部搬入）することが可能となる。
平成17年 3月	○「日本人の食事摂取基準」改正に伴う、「児童福祉施設における給食業務に関する援助及び指導について」（平成17年3月29日雇児発第0329006号・障発第0329002号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（平成17年3月29日雇児母発0329001号母子保健課長通知）発出。	

平成 17 年 6 月	○食育基本法制定	
平成 18 年 3 月	○食育推進基本計画策定	
平成 19 年 3 月	○「授乳・離乳の支援ガイド」発出（母子保健課）	
平成 20 年 3 月		○保育所保育指針改正（平成 20 年 3 月 28 日 厚生労働省告示第 141 号）
平成 22 年 3 月	○「児童福祉施設における食事の提供ガイド」発出（母子保健課） ○「日本人の食事摂取基準」改正に伴う、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成 22 年 3 月 30 日雇児発第 0330 第 8 号・障発 0330 第 10 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（平成 22 年 3 月 30 日雇児母発 0330 第 1 号母子保健課長通知）発出。	
平成 22 年 6 月		○満 3 歳以上の児童に対する食事の提供に限り、公立・私立問わず外部搬入することが可能となる。 ※平成 22 年 3 月現在、91 市町村 475 施設で特区認定による外部搬入を実施（うち 3 歳以上児のみ：188 施設）
平成 23 年 3 月		○「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」発出
平成 23 年 4 月	○第 2 次食育推進基本計画策定	